

事業系ごみとは? 1

事業系ごみの分類 2

事業系ごみ早見表 7

事業系一般廃棄物 8

投入許可 9

産業廃棄物 11

電子マニフェスト 14

家電4品目 15

小型家電 16

有害使用済機器 17

古紙リサイクル 18

PCB廃棄物 19

水銀廃棄物 20

建設系廃棄物 21

ごみ減量 23

野焼き
不法投棄 25

届出書類 26

お問合せ先 27

事業系 適正処理 ごみ

ガイドブック



あらゆる事業活動に伴って出たごみは、事業者の責任で適正に処理しなければならず、家庭ごみ用のごみステーションに持ち出すことはできません。

保存版

令和7年4月発行

豊橋市 環境部

環境部スーパーお手伝いさん
かん田きょう子さん

事業系ごみとは

事業活動で発生するごみを「事業系ごみ」と呼んでいます。

事業活動 とは…

オフィス、商店、飲食店及び工場その他の営利を目的とする活動だけでなく、官公庁サービス、寺社、福祉事業、農業など、あらゆる事業活動が含まれます。

事業者の責務

事業系ごみの処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に基づき、事業者の責務を果たし、適正な処理等を行うことが必要です。

1

事業活動に伴う
廃棄物は自らの責任で
適正処理する

2

事業活動に伴って
発生した廃棄物の
再生利用等を行うことで
その減量に努める

3

廃棄物の減量、
適正な処理の確保に
関し、市の施策に
協力する

事業系ごみを、ごみステーションに持ち出す、あるいは家庭ごみと偽って市のごみ処理施設へ搬入するなど、事業者の責務を全うしない行為は、**不法投棄に該当し、罰則**が適用される場合もあります。

家庭ごみ



事業系ごみ

■その他の事業者の責務(法・条例に規定されているもの)■

処理基準の遵守	廃棄物の運搬、処分を行う場合は、処理基準に従わなければなりません。
委託基準の順守	自らその廃棄物の運搬、処分をできない場合は、委託基準に従って、許可を受けた処理業者に処理を委託しなければなりません。

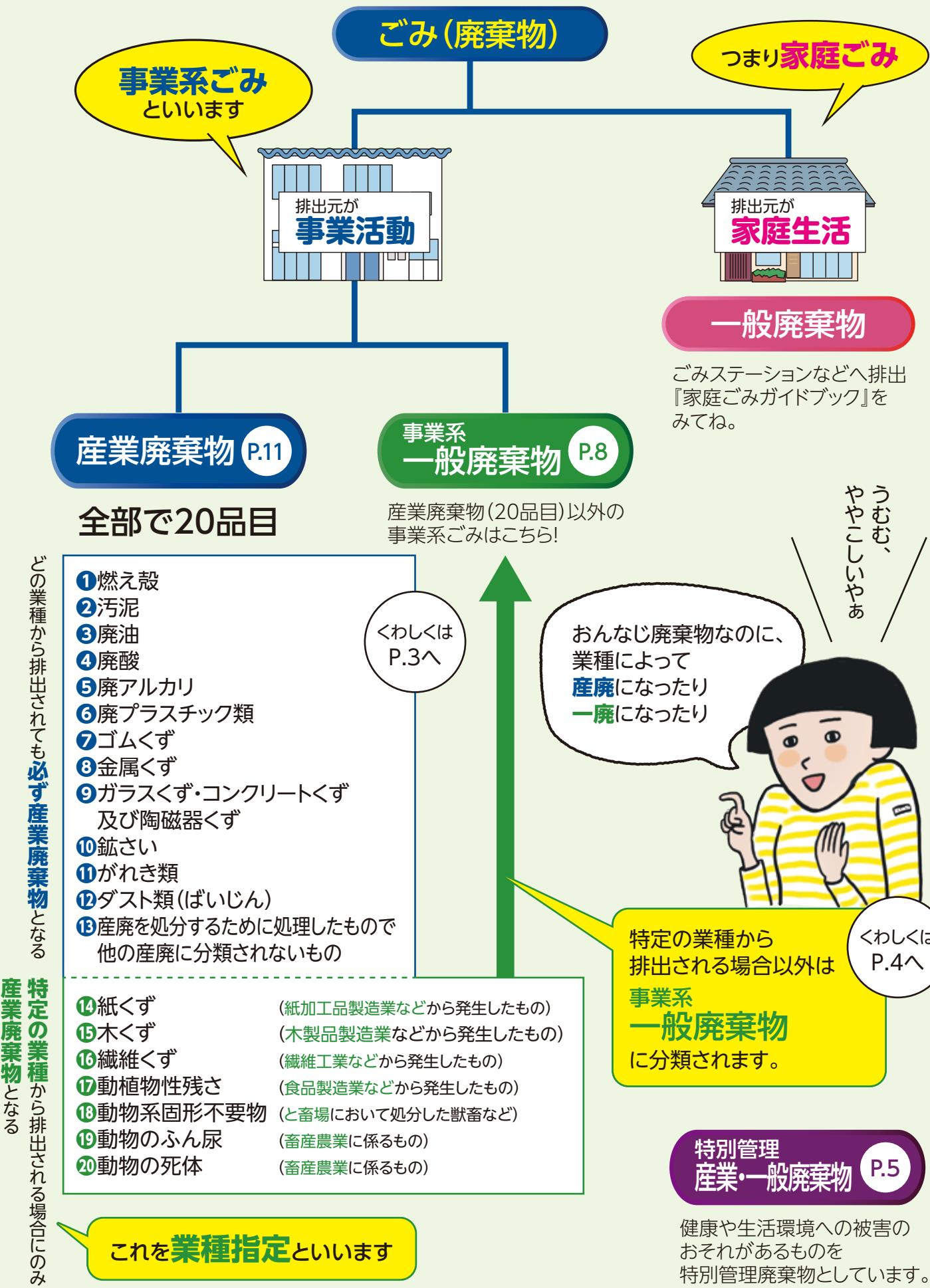
事業系ごみの処理方法は? 詳細はP8以降へ

ごみの種類ごとに正しく分別し、①民間の廃棄物処理業者へ処理を委託するか、②投入許可を取得し、市の廃棄物処理施設で処理を行う(一般廃棄物に限る)方法があります。



事業系ごみの分類

〈判別フロー図〉

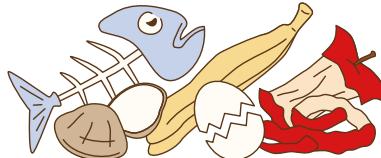


■産業廃棄物 ~あらゆる事業活動で該当するもの~

品目	例	注意点
①燃え殻	焼却灰などの燃えかす、活性炭	まざらわしい例 ・水分を含み泥状を呈する活性炭は汚泥
②汚泥	排水処理の汚泥 建設汚泥 凝集沈殿汚泥 ビルピット汚泥 泥状を呈するもの	まざらわしい例 ・し尿を含むビルピット汚泥は事業系一般廃棄物 ・ヘドロ等を含む土砂は、建設汚泥（自然土ではない）
③廃油	エンジンオイル 潤滑油 ラード てんぷら油	まざらわしい例 ・固形剤で固めた場合でも、産業廃棄物
④廃酸	廃バッテリー液 写真漂白廃液 ジュース類(酸性のもの)	
⑤廃アルカリ	自動車不凍液 写真現像廃液 金属石鹼廃液 ジュース類(アルカリ性のもの)	
⑥廃プラスチック類	プラスチック製の容器 発泡スチロール 農業用ビニール 廃タイヤ 包装用結束バンド カップめん容器 ペットボトル	まざらわしい例 ・以下のものも、全て廃プラスチック類に分類されます。 合成繊維くず (例)ポリエチレン、ナイロンなど 合成ゴムくず (例)ゴムチューブ、廃タイヤなど
⑦ゴムくず	天然ゴム製のごみ	まざらわしい例 ・合成ゴムは廃プラスチック類
⑧金属くず	空き缶 包丁等の刃物類 金属製の容器 ホッチキス針 クリップ バインダーの金具 ロッカー 金属製の事務用品 一斗缶、ドラム缶	まざらわしい例 ・電池は金属くずと汚泥の混合物
⑨ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず <small>*コンクリートくずは工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く</small>	ガラス製容器 板ガラス 空き瓶 蛍光灯 コンクリートブロック 陶磁器製ティーカップ 瓦、レンガ 廃石膏ボード	まざらわしい例 ・ガラス繊維くずはガラスくず等 ・蛍光灯はガラスくず等、金属くず、廃プラスチック類の混合物
⑩鉱さい	鋳物廃砂 サンドblastくず	まざらわしい例 ・サンドblastくずは、塗料等が混入している場合は汚泥
⑪がれき類	建設工事に伴って生じたコンクリート片、レンガ片、瓦破片、アスファルト破片	
⑫ダスト類(ばいじん)	集塵設備で捕集したもの	
⑬産業廃棄物を処分するために処理したもので、他の産業廃棄物に分類されないもの		

あらゆる事業活動で産業廃棄物に該当するもの

■産業廃棄物 ~特定の事業活動から発生する場合にのみ該当するもの~

品目	例	注意点
⑭紙くず	ダンボール 新聞・チラシ 書類・伝票 コピー用紙 紙パック・紙箱 シュレッダー紙	 <p>紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本・印刷物加工業、建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)などにより発生した紙くずは産業廃棄物</p> <p>まぎらわしい例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフィスの廃書類は事業系一般廃棄物 ・オフィスで排出した紙パックは事業系一般廃棄物
⑮木くず	剪定枝 丸太 木板 建設廃材 パレット	 <p>木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)などにより発生した木くず、物品賃貸業(リース業)に係るもの、木製パレット(業種指定なし)は産業廃棄物</p>
⑯繊維くず	木綿くず 羊毛くず 畳 その他の天然繊維	 <p>繊維工業(縫製を除く)、建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)より発生した天然繊維くずは産業廃棄物に分類</p> <p>まぎらわしい例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合成繊維は廃プラスチック類(産業廃棄物)
⑰動植物性残さ	製品ロス(不良品) こうじかす、酒かす、あめかす等 ボイルかす、うらごしかす等 缶詰の中身 魚・獣の骨	 <p>食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において使用した固形状不要物は産業廃棄物に分類</p> <p>まぎらわしい例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等で排出したものは事業系一般廃棄物
⑯動物系固形不要物	牛、豚、食鳥等の固形状の不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した固形状不要物は産業廃棄物
⑯動物のふん尿	牛、馬、めん羊、ニワトリ等のふん尿	畜産農業に係るものは産業廃棄物
⑯動物の死体	牛、馬、めん羊、ニワトリ等の死体	畜産農業に係るものは産業廃棄物

特定の事業活動で産業廃棄物に分かれるもの

特別管理廃棄物の分類とその処理方法

特別管理廃棄物とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物をいいます。基本的な処理方法はP11～14をご覧ください。

※特別管理廃棄物の種類により追加で必要な措置があります。

区分	種類	性状	
特別管理一般廃棄物	PCB使用部品	廃家電に含まれるPCBを使用する部品	
	ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん	
	ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng-TEQ/gを超えて含有するもの	
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
特別管理産業廃棄物	引火性廃油	揮発油類、灯油類、軽油類(難燃性のタールピッチ類等を除く) (概ね引火点が70度未満の廃油)	
	腐食性廃酸	著しい腐食性を有するpH2.0以下の廃酸	
	腐食性廃アルカリ	著しい腐食性を有するpH12.5以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	病院、診療所などの医療機関等から排出される血液や血液等が付着した注射針等の廃棄物で、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、又は付着しているおそれのあるもの	
	廃PCB等	・廃PCB及びPCBを含む廃油	
	PCB汚染物	・PCBが塗布され、若しくは染み込んだ紙くず ・PCBが染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず ・PCBが付着し、若しくは封入された廃プラスチック類、金属くず ・PCBが付着した陶磁器くず、がれき類	
	PCB処理物	・廃PCB等、PCB汚染物を処理したもので、基準に適合しないPCB処理物	
	廃水銀等及びその処理物	・大学及びその付属試験研究機関などにおいて生じた廃水銀又は廃水銀化合物 ・廃水銀処理施設等で回収した廃水銀、廃水銀等の処理物で基準に不適合のもの 等	
	廃石綿等(飛散性のもの)	・建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿 ・石綿含有保温材及びその除去工事から出されるプラスチックシート、防じんマスク、作業衣などで石綿が付着しているおそれのあるもの ・大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設によって集められたもの及びその作業に使用した防じんマスク、作業衣、集じんフィルター等用具・器具で石綿が付着しているおそれのあるもの 等	
	金属等の有害物質を含む産業廃棄物	イ 燃え殻、汚泥、鉛さい、ばいじん、廃酸、廃アルカリ	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号)に定められた溶出試験、含有試験により一定以上の有害物質が判定基準を超えるもの
特定有害産業廃棄物	□ 廃油 (右記の廃溶剤に限る。)	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン	
	ダイオキシン類を含む産業廃棄物	産業廃棄物の焼却に伴って生じた燃え殻、ばいじん、汚泥等に含まれるダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの	

まぎらわしい事例

【事例1】

過去に問い合わせの多かった事例を掲載します。

●スーパーの惣菜部門や弁当屋から排出された食品くず(動植物性残さ) ●イベント会場の工作物の撤去に伴い生じた木くず、紙くず、繊維くず (イベント会場の設営・撤去は建設業ではなく、ディスプレイ業のため)	事業系一般廃棄物
●スーパーの惣菜部門や弁当屋で使用するフライヤーの使用済み油は「廃油」、汚水処理槽に沈殿した泥状物は「汚泥」 ●不要となった鉄道の線路に敷かれた砂利は「がれき類」 ●不要となった廃活性炭は、泥状であれば「汚泥」、固形状又は粉末状であれば「燃え殻」 ●不要となった塗料は、原則として液状であれば「廃プラスチック類」と「廃油」の混合物、泥状を呈したものは「汚泥」、固形状のものは「廃プラスチック類」 ●セメントスラッジは「汚泥」 ●ロックウール単体は「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、工作物の解体等で生じたものは「がれき類」 ●泥状のセメントは「汚泥」、固まった状態であれば「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」…不要時の状態で判断する。 ●コンクリート二次製品製造業者が排出した不良品のU字溝は、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」 ●血液は、液状であれば「廃アルカリ」、固化し泥状を呈していれば「汚泥」	産業廃棄物
不要となった庭石・土、植木鉢の土、工事に伴って生じた残土等	廃棄物に該当しない※

※港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂、専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるものについては、たとえ不要物であったとしても廃棄物には該当しません。

【事例2】

いくつかの廃棄物が混合し、一体不可分な状態なものは混合物として扱われます。

混合物の例	<ul style="list-style-type: none">●廃塗料<ul style="list-style-type: none">①液状の塗料:廃油と廃プラスチック類の混合物②溶剤が揮発して固形状となった廃塗料:廃プラスチック類③不純物が混合した泥状の廃塗料:汚泥 (ただし油分を5%以上含む泥状物は汚泥と廃油の混合物)●廃バッテリー●廃乾電池●廃家電(家電4品目を除く)、OA機器の場合●蛍光管 
-------	---

事業系ごみ早見表

※排出の状況や物の性状等により、下記に当てはまらない場合があります。

具体例		ごみの種類		備考	具体例		ごみの種類		備考
あ	アルミ缶	産廃	金属くず		そ	ソファー	産廃	混合	金属くず、木くずの混合
い	石(天然石)	—	—	ごみではありません	た	タイヤ	産廃	廃プラ	
	衣料(合成繊維)	産廃	廃プラ	天然繊維は一廃		畳(天然繊維)	一廃	繊維くず	建設系は産廃
	インクカートリッジ	産廃	混合	廃プラ、汚泥		ダンボール	一廃	紙くず	
う	植木鉢	産廃	ガラ陶		ち	茶殻	一廃	動残	
え	鉛筆	産廃	混合	木くず、汚泥	つ	机(金属製)	産廃	金属くず	
お	オイル	産廃	廃油			土	—	—	ごみではありません
か	カーテン	産廃	廃プラ	天然繊維は一廃	て	てんぷら油	産廃	廃油	
	カッターナイフ	産廃	混合	金属くず、廃プラ		ディスク	産廃	廃プラ	
	紙伝票	一廃	紙くず		と	塗料	産廃	混合	P6参照
	乾電池	産廃	混合	金属くず、汚泥		トタン(金属製)	産廃	金属くず	
き	キーボード(PC用)	産廃	混合	金属くず、廃プラ	の	農機具(くわ、つるはし等)	産廃	混合	金属くず、木くず
	木の枝・木くず類	一廃	木くず	建設系は産廃	は	はさみ	産廃	混合	金属くず、廃プラ
く	草	一廃	木くず	建設系は産廃		バッテリー	産廃	混合	金属くず、廃プラ、腐食性廃酸
	軍手(合成繊維)	産廃	廃プラ	天然繊維は一廃		発泡スチロール	産廃	廃プラ	
け	蛍光管	産廃	混合	金属くず、廃プラ、ガラ陶		パレット(木製)	産廃	木くず	
	携帯電話	産廃	混合	金属くず、廃プラ、ガラ陶	ひ	ビニールひも	産廃	廃プラ	
	劇薬(酸性)	産廃	廃酸		ふ	布団	産廃	廃プラ	
	玄関マット(合成繊維)	産廃	廃プラ	天然繊維は一廃	へ	ベニヤ板	一廃	木くず	建設系は産廃
こ	コード(電源)	産廃	混合	金属くず、廃プラ		ヘルメット	産廃	廃プラ	
	コップ(ガラス製)	産廃	ガラ陶			ペンキ	産廃	廃油	
	コーヒーかす	一廃	動残			弁当容器(プラ容器)	産廃	廃プラ	
	ゴム手袋・ゴム長靴	産廃	廃プラ		ほ	帽子(合成繊維)	産廃	廃プラ	天然繊維は一廃
	コンクリートブロック	産廃	ガラ陶	建設系はがれき類	ま	マウス(PC用)	産廃	混合	金属くず、廃プラ
さ	皿(ガラス・陶磁器製)	産廃	ガラ陶			マッチ	産廃	混合	木くず、汚泥
	雑誌	一廃	紙くず		め	めがね	産廃	混合	金属くず、ガラ陶
し	自転車	産廃	混合	金属くず、廃プラ	も	毛布	産廃	廃プラ	
	シャープペンシル	産廃	混合	廃プラ、汚泥		燃えかす	産廃	燃え殻	
	絨毯(合成繊維)	産廃	廃プラ	天然繊維は一廃	ら	ライター	産廃	混合	金属くず、廃プラ、廃油
	消火器	産廃	混合	金属くず、廃プラ、汚泥		ラップ	産廃	廃プラ	
す	スリッパ	産廃	廃プラ		り	リモコン	産廃	混合	金属くず、廃プラ
せ	セロハンテープ	産廃	廃プラ			リチウムイオン電池	産廃	混合	金属くず、廃プラ、汚泥
	洗剤容器	産廃	廃プラ		わ	ワイシャツ(合成繊維)	産廃	廃プラ	天然繊維は一廃

【注】 ごみの種類 「一廃」:一般廃棄物、「産廃」:産業廃棄物、「廃プラ」:廃プラスチック類、
「ガラ陶」:ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、混合物は「混合」と記載
「動残」:動植物性残さ
備考 「建設系」:建築工事に伴って発生したもの

事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物と産業廃棄物では、処理の方法が異なりますので、注意しましょう。
事業系一般廃棄物を処理する方法は、次の2通りです。

1)市の廃棄物処理施設へ自己搬入する方法

事前に投入許可証を取得すれば市の廃棄物処理施設に搬入することができます。投入する際には、ごみの種類や量に応じて手数料が必要です。投入許可証を申請される場合は、市役所廃棄物対策課又は資源化センター事務所へお越しください。(P9~10参照)

【処理できる廃棄物の分類・種類・処理手数料】

施設	資源化センター	バイオマス利活用センター
廃棄物の分類	事業系一般廃棄物	事業系一般廃棄物
処理できる 廃棄物の種類	紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、 その他の一般廃棄物(鳥のフン、髪の毛など)	動植物性残さ
処理手数料	150円／10kg	50円／10kg

R7.4.1～産業廃棄物は資源化センターへの搬入ができませんので産業廃棄物処理許可業者へ委託してください。

【投入許可証の取得から廃棄物の投入まで】

①許可証の申請



②投入許可証の取得



③ごみ処理施設への運搬



2)一般廃棄物収集運搬業者に処理(収集運搬)を委託する方法

自己搬入できない場合は、下記の民間許可業者に処理(収集運搬)を依頼してください。

許可業者名	所在地	電話
(株)トヨジン	豊橋市石巻本町字高嶋53の1	0532-88-0534
(株)明輝クリーナー	豊橋市若松町字中山101の34	0532-25-1026
(有)マルイ紙業	豊橋市神野新田町字タノ割38の3	0532-32-3255
中日金属工業(株)	豊橋市大崎町字笠松88の1	0532-25-3613
豊橋市栄産業(有)	豊橋市三弥町字元屋敷54の1	0532-41-7300
協栄産業(株)	豊橋市大岩町字北山6の911	0532-43-1153
成和環境(株)	豊橋市東幸町字東明5	0532-63-5131
(有)東海化学工業所	豊橋市神野新田町字ロノ割43の1	0532-31-8989
サンエイ(株)	豊橋市若松町字若松948	0532-29-3890

投入許可

投入を許可できる施設は「資源化センター」と「バイオマス利活用センター」があります。投入する廃棄物の種類等に応じて、投入許可を取得してください。

1) 申請に必要な書類・申請場所

資源化センター、バイオマス利活用センター申請書類等と申請場所	
申請書類	【資源化センター・バイオマス利活用センター】 搬入する前に、廃棄物投入許可申請書及び車検証の写しを提出してください。 (様式は廃棄物対策課ホームページから取得できます)
申請場所	【資源化センター・バイオマス利活用センター】 廃棄物対策課(豊橋市役所西館5階) 【資源化センター】 資源化センター(2階事務所)…許可証は後日交付となります。

2) 投入の条件

許可対象	【資源化センター・バイオマス利活用センター】 1 市内の事業所から発生する廃棄物であって、《表1》・《表2》に掲げるとおりです。 2 廃棄物の投入にあたっては、事前に発生を抑制し、再生利用、資源化に努めてください。
廃棄物の量	【資源化センター】 1事業所あたり1日5tかつ月100t以内とします。(制限する場合もあります。) 【バイオマス利活用センター】 1事業所あたり1日2tかつ月50t以内とします。(制限する場合もあります。)

《表1》許可する廃棄物の種類等(資源化センター)

種類(一般廃棄物に限る)	条件及び性状等
紙くず	1 <u>リサイクル可能なダンボール等を除く。</u> 2 飛散防止の措置が講じられていること。 3 筒状、板状にあっては、最大長おおむね60cm以下であること。 4 筒状で中空のものは、最大径おおむね20cm以下であること。 5 結束されていないこと。
木くず	1 飛散防止の措置が講じられていること。 2 最大径おおむね30cm以下であること。 3 最大長おおむね120cm以下であること。 4 結束されていないこと。
繊維くず	1 <u>天然繊維であること。</u> 2 帯状、ひも状のもの及び畳、最大長おおむね50cm以下であること。 (畳は8等分に切断)。 3 飛散防止の措置が講じられていること。 4 結束されていないこと。
動植物性残さ	1 含水率85%以下であること。 2 著しい飛散性、臭気がないこと。
その他	1 含水率85%以下であること。 2 著しい臭気がないこと。

R7.4.1～産業廃棄物は資源化センターへの搬入ができませんので産業廃棄物処理許可業者へ委託してください。

《表2》許可する廃棄物の種類等(バイオマス利活用センター)

種類(一般廃棄物に限る)	性状等
動植物性残さ	1 市内で発生した生ごみに限る。 2 著しい飛散性、臭気がないこと。 3 水分やガスが著しく漏れる状態でないこと。 4 多量の油分・溶剤の混入がないこと。 5 設備に対し、物理的又は生物処理上影響を及ぼすおそれのある不適物の混入がないこと。

バイオマス利活用センターで確認された混入不適物



おがくず



容器類



草花



3)投入先(投入に当たっては、施設管理者の指示に従ってください。)

処理施設	資源化センター
所在地	豊橋市豊栄町字西530
投入時間 と休日	時間 (1)午前9時から正午まで (2)午後1時から午後4時まで 休日 (1)土曜日、日曜日及び祝休日 (2)年末年始等の施設休業日 (3)その他管理者が必要と認める日
処理施設	バイオマス利活用センター
所在地	豊橋市神野新田町字中島75の2
投入時間 と休日	時間 (1)午前9時から正午まで (2)午後1時から午後4時まで 休日 (1)土曜日、日曜日及び祝休日 (2)年末年始等の施設休業日 (3)その他管理者が必要と認める日



資源化センター



バイオマス利活用センター

産業廃棄物

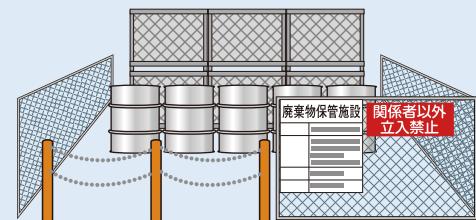
①産業廃棄物を処分する前の保管・取扱いについて

1) (特別管理)産業廃棄物の梱包

- (1) 産業廃棄物が飛散、流出、悪臭が漏れないように、梱包を行ってください。
- (2) 特別管理産業廃棄物は、次の事項についても必要な措置を講じてください。
 - イ 感染性産業廃棄物は、必ず密閉でき、収納しやすく、破損しにくい容器に梱包してください。
 - 廃石綿等は、大気中に飛散しないよう、あらかじめ散水等による湿潤化を行い、耐水性の材料で二重に梱包してください。
 - ハ 廃油は、揮発しないようドラム缶等の密閉容器に入れてください。

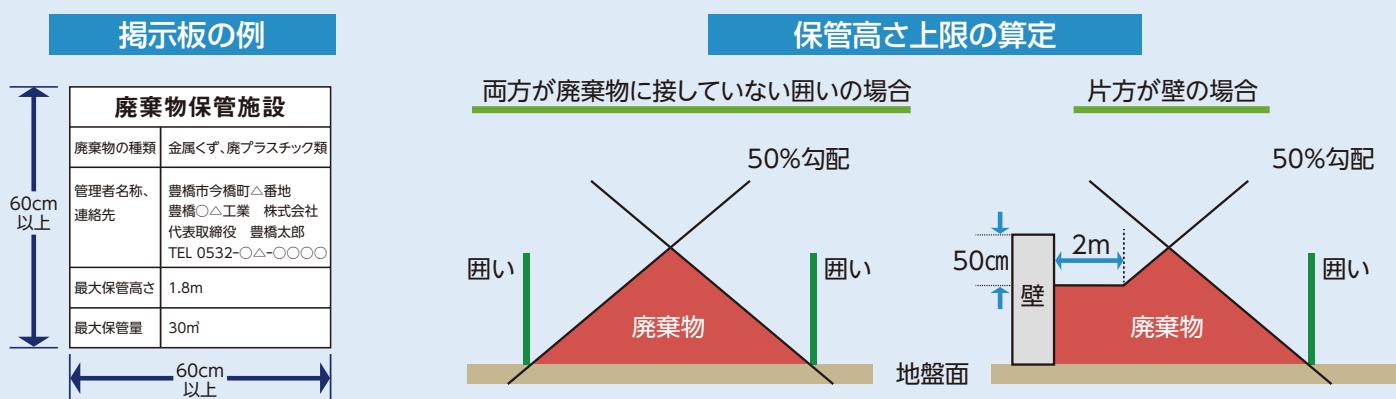
2) (特別管理)産業廃棄物の保管

- (1) 産業廃棄物が事業場から排出されるまでの間、分別した廃棄物の種類ごとに保管を行ってください。
 - イ 関係者以外がみだりに立ち入ることができないよう、保管の場所の周囲に囲いを設けてください。
 - 保管の場所に掲示板を設置してください。
 - ハ 積上げ高さの制限(屋外で容器に入れずに保管する場合)



①廃棄物が囲いに接しない場合	囲いの下端から勾配50%以下
②廃棄物が囲いに接する場合	囲いの内側2m以内は、囲いの高さ50cm以下 囲いより2m以上内側は、2m線から勾配50%以下

- 二 廃棄物が、飛散・流出し、地下に浸透し、悪臭が発散しないようにしてください。
 - ホ ねずみが生息し、蚊・はえ等の害虫が発生しないようにしてください。



- (2) 特別管理産業廃棄物は、次の事項についても必要な措置を講じてください。
 - イ 保管に当たっては、その他の物と混合するおそれないように、仕切り等を設けてください。
 - 廃棄物の種類に応じ、次の措置を講じてください。
 - ・廃油は、揮発しないよう容器等に密封等し、高温にさらされないようにしてください。
 - ・腐敗するおそれのあるものは、容器に密封する等、腐敗防止に努めてください。
 - ・腐食するおそれのある廃液は腐食しないような措置
- ※特別管理産業廃棄物の種類により追加で必要な措置があります。

3) 特別管理産業廃棄物の管理体制

特別管理産業廃棄物を保管する場合は、事故防止・適正処理のため、事業場ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任してください。特別管理産業廃棄物管理責任者は、一定の資格・学歴及び実務経験が必要となります。

②産業廃棄物の処理方法

原則として、民間の産業廃棄物処理業者へ処理を委託してください。

処理業者へ委託する場合は、**委託基準**を守らなければなりません。

※R7.4.1～産業廃棄物は資源化センターへの搬入ができませんので産業廃棄物処理許可業者へ委託してください。

1) 処理業者が的確に処理を実施できる能力を有していることを予め確認してください。

産業廃棄物の処理を委託する際、収集運搬・処分それぞれの許可を持った業者に委託しなければなりません。また、許可は産業廃棄物の種類ごとに存在します。そのため、処理を委託する産業廃棄物の種類や方法が許可された事業の範囲に含まれていることを、予め産業廃棄物処理業者の許可証で確認しておく必要があります。

※産業廃棄物処理業者を具体的に知りたい場合は、ホームページをご覧いただくか、 詳しくはこちら▶
(一社)愛知県産業資源循環協会(☎052-332-0346)へお問い合わせください。 (産業廃棄物処理業者名簿)



愛知県内に設置する事業場から生じる産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとするときは、**事業者が委託前に処理業者の処理能力があるかなどを実地にて確認しなければなりません。**また契約締結後も年1回以上の確認が必要となります。

2) 委託契約書を書面にて締結してください。

原則として、収集運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者とそれぞれ**書面による**契約を直接締結しなければなりません。委託契約書は**5年間の保存が必要です**。

委託契約書に記載する事項

- ア 委託する産業廃棄物の種類、数量
 - イ 運搬を委託する場合は、運搬の最終目的地の所在地
(積替え保管を行う場合は、その場所の所在地並びに保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限)
 - ウ 処分又は再生を委託する場合は、その処分等の場所の所在地、その方法、施設の能力
 - エ (中間処理を委託する場合)最終処分の場所の所在地、処分方法、施設の処理能力
 - オ 委託契約の有効期間
 - カ 料金(数量及び単価)
 - キ 受託業者の許可の事業範囲(収集運搬・処分、取り扱える廃棄物の種類)
 - ク 受託業者が適正な処理を行うための情報提供に関する事項(性状、荷姿、性状変化等)
 - ケ 運搬、処分終了時の排出事業者への報告に関する事項
 - コ 契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項
- ※業務受託者の許可証の写し等の書面を必ず添付してください。



③産業廃棄物引き渡し時にマニフェストを交付してください。

産業廃棄物を処理業者に引き渡す際には、マニフェストに必要事項を記入して、交付しなければなりません。交付したマニフェストの写しは、**5年間の保存が必要です。**なお、電子マニフェスト制度を活用することもできます。

※ただし、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙、くず鉄など）を扱う事業者、再生利用の指定を受けた事業者などに委託する場合はマニフェストの交付が不要になる場合もあります。

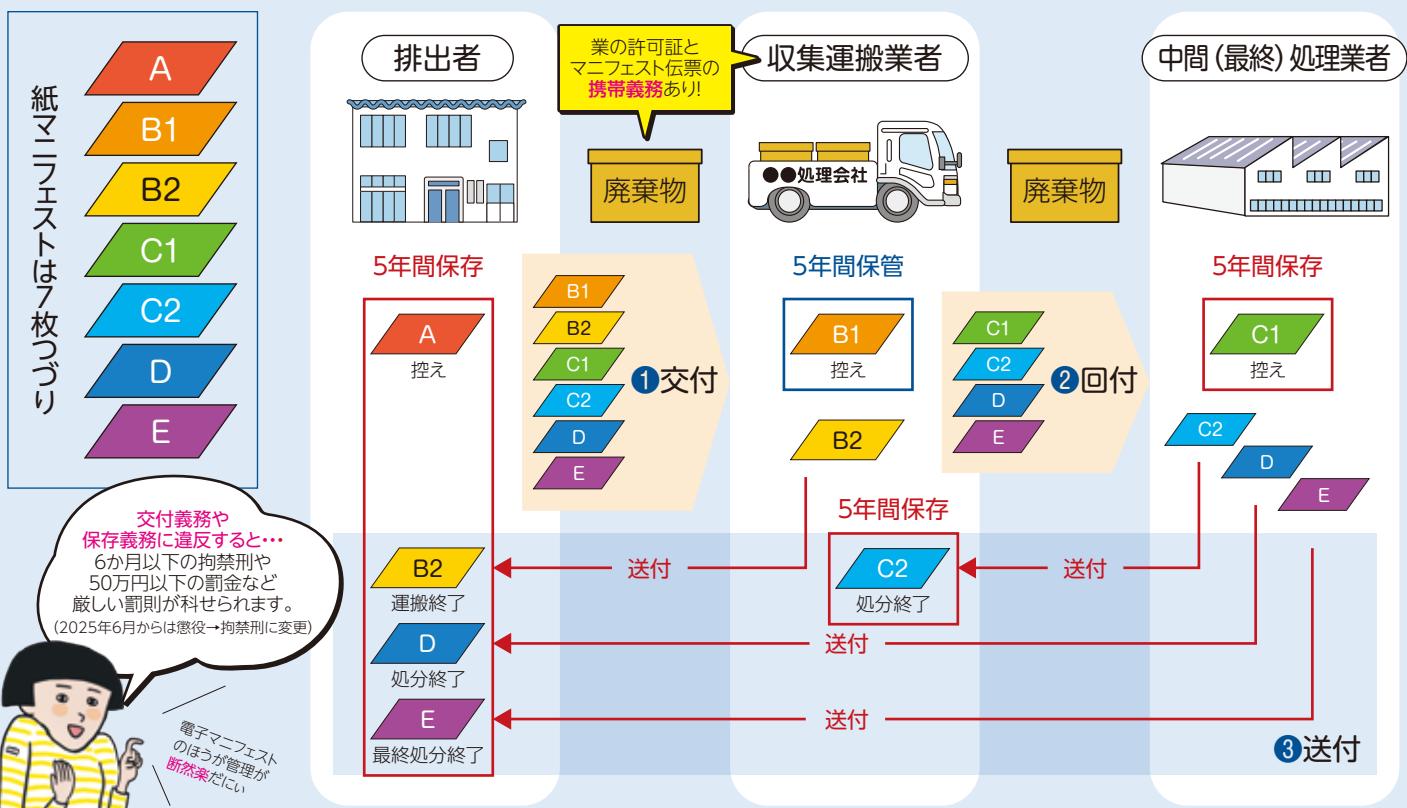


マニフェスト出典:公益社団法人 全国産業資源循環連合会

【マニフェスト制度】

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、廃棄物の種類、数量、性状、収集運搬業者名、処分業者名、取扱上の注意事項等を記載した産業廃棄物管理票(マニフェスト)を集めとともに流通させることにより、廃棄物の流れや処理方法を自ら把握・管理するシステムです。

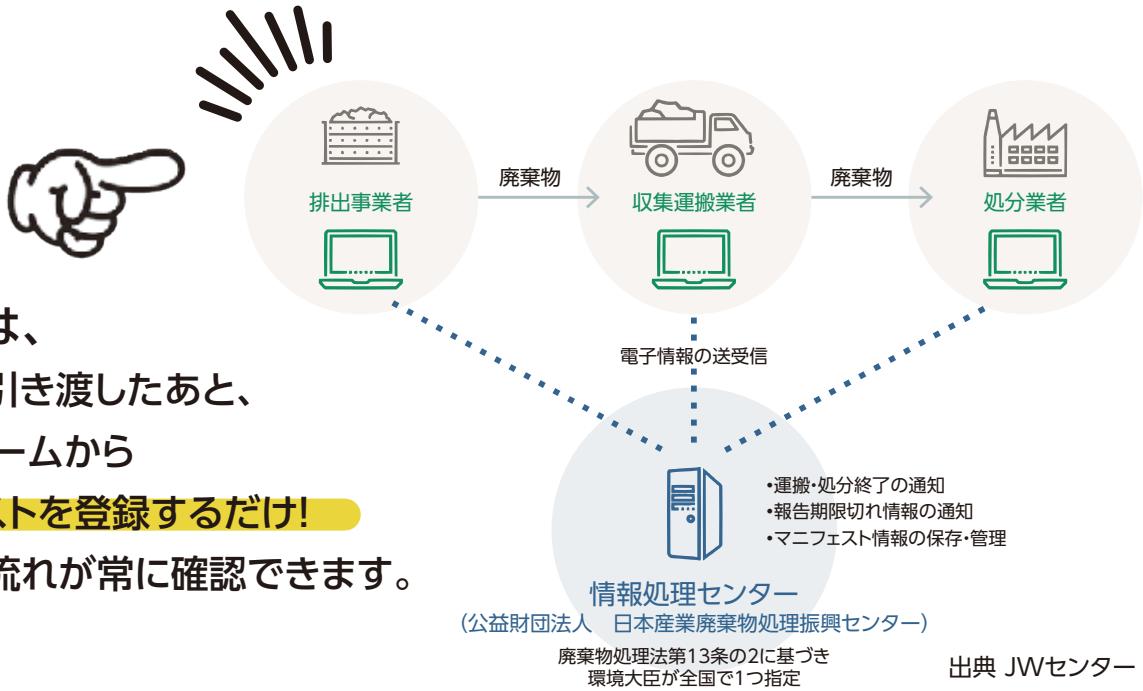
〈廃棄物と紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)のながれ〉



電子マニフェストを使用すると 事務作業が大幅に軽減されます!

利用者増加中!!

排出事業者は、
産業廃棄物を引き渡したあと、
WEB上のフォームから
電子マニフェストを登録するだけ!
廃棄物の流れが常に確認できます。



必要なし!!

- 紙マニフェストの準備や印刷
- 紙マニフェストの保管
- 毎年の自治体への状況報告

これは
便利だに!

手間なし!!

- 画面を呼び出すだけで廃棄物の流れが
常に確認できる。

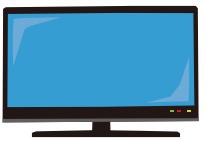


お問い合わせ先
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)
電子マニフェストセンター
サポートセンター Tel:0800-800-9023

家電4品目

(1)事業所で使用している家電4品目(家庭用機器)は、家電リサイクル法の対象で、家電リサイクル券が必要です。


テレビ
(ブラウン管式)


テレビ※
(液晶・プラスチック式・有機EL)


冷蔵庫・冷凍庫


洗濯機・衣類乾燥機


エアコン

1,320円~
(15型以下)

1,870円~
(15型以下)

3,740円~
(170ℓ以下)

2,530円~

990円~

2,420円~
(16型以上)

2,970円~
(16型以上)

4,730円~
(171ℓ以上)

業務用は(2)参照

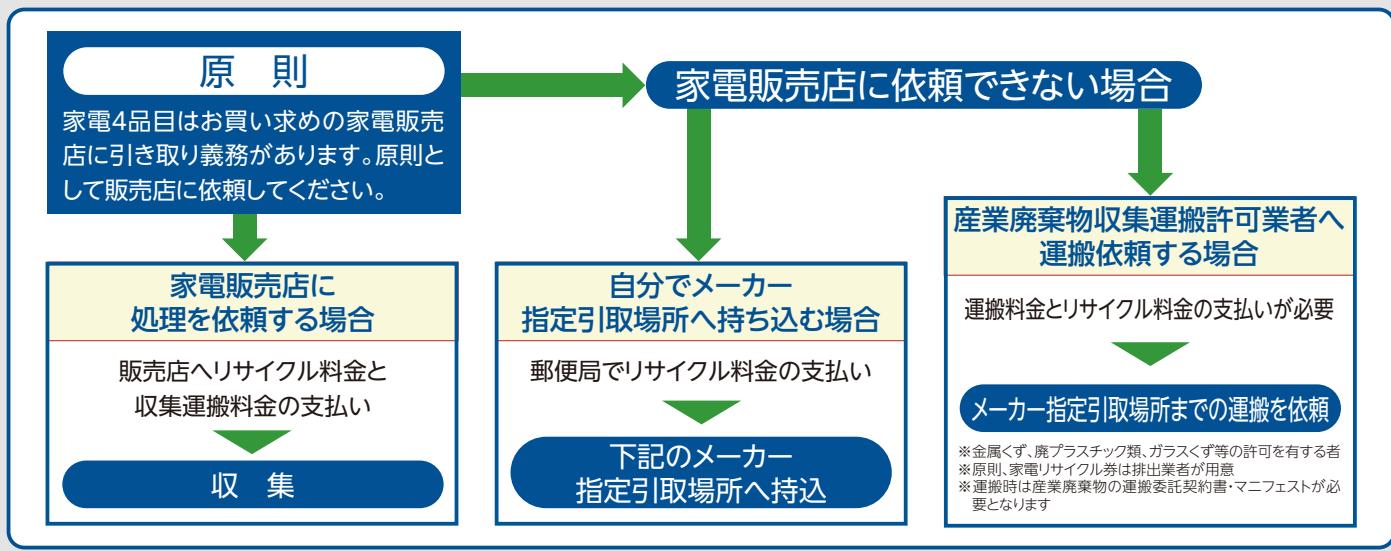
主要メーカーの公表料金(消費税込み)です。メーカーにより一部料金が異なりますので、家電販売店又は家電リサイクル券センターに確認してください。

家電リサイクル券センター

0120-319640
<https://www.rkc.aeha.or.jp>



いずれかの方法で処分してください。



(2)業務用家電製品の処理方法

業務用エアコン、冷蔵庫・冷凍庫はフロン回収業者にフロンを回収してもらってから、産業廃棄物処理業者または資源リサイクル業者に引き渡してください。

<フロン回収業者の確認>

愛知県東三河総局環境保全課 0532-35-6113

HP:<https://kankyojoho.pref.aichi.jp/kankyo/furon/FuronInput.aspx>



小型家電には、貴重な金属資源が含まれています。積極的にリサイクルしましょう。

小型家電リサイクル法の対象品目

- 携帯電話 ■デジタルカメラ
- ビデオカメラ
- パソコン・プリンター
- リモコン ■カーナビ
- 電卓 ■ドライヤーなど



メーカー等に依頼

パソコン

- ①メーカーの受付窓口に回収を申し込みます。メーカーの窓口や自作・メーカーが不明なパソコンについては下記にてご確認ください。

パソコン3R推進協会 <https://www.pc3r.jp/>



TEL:03-5282-7685 FAX:03-3233-6091

- ②メーカーからエコゆうパック伝票が送付されます。

(PCマークありの場合)

- ③梱包したパソコンと伝票を郵便局に持ち込むか引き取りを依頼してください。

※「PCリサイクルマーク」がついていない
パソコンは回収再資源化料金が必要です。



パソコン

小型家電

小型家電リサイクル法に基づく認定事業者が回収しています。

●工場への持ち込み(一部有料)

株式会社 紅久 本社工場
豊橋市神野新田町字チノ割12
TEL:0532-32-8888
東工場

豊橋市三弥町字元屋敷90
TEL:0532-41-2344

●宅配便による回収(有料)

リネットジャパンリサイクル株式会社
<https://www.renet.jp/>



(ホームページからの申込みが可能です。)

※回収品目や持ち込み時間等は、認定事業者に確認してください。

※産業廃棄物処理業者に依頼し、適正に処理する方法もあります。



ご存じですか? リチウム蓄電池の廃棄方法

リチウムイオン蓄電池は、強い衝撃が加わると発煙・発火のおそれがあります。破碎・選別などの処理過程に混入すると発火することがあり、大変危険です。廃棄物の処理施設では、火災が多数発生しています。



↑詳しくは、
環境省のHPをご覧ください。

きちんと分別して、処理が可能な
産業廃棄物処理業者に委託してください。

https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

身の回りの充電式機器のほとんどに使われています。→



有害使用済機器

有害使用済機器について

平成30年4月1日より、家電4品目(テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機及び冷蔵庫・冷凍庫)や小型家電製品(携帯電話、電卓、扇風機など)で使用を終了したものを業として収集、または収集されたものを保管または処理をする場合には届出が必要になる場合があります。

対象となる家電製品や小型家電製品

- 携帯電話 ■デジタルカメラ
- ビデオカメラ
- パソコン・プリンター
- リモコン ■カーナビ
- 電卓 ■ドライヤー等



届出対象となる家電製品等

- ①家電4品目
(テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機及び冷蔵庫・冷凍庫)
- ②小型家電製品
(携帯電話、卓上扇風機など) 28品目(※)
※詳細は豊橋市廃棄物対策課のホームページをご覧ください。また、今後品目が追加になる可能性がありますので、ご注意ください。
市ホームページ
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/33891.htm>



届出が必要な事業者

左記の家電4品目及び小型家電製品を保管する事業者であって、保管面積が100m²を超える場合には届出が必要となります。一方で下記の許可等を要する事業者は届出が不要となる場合がありますが、詳細については廃棄物対策課にご相談ください。

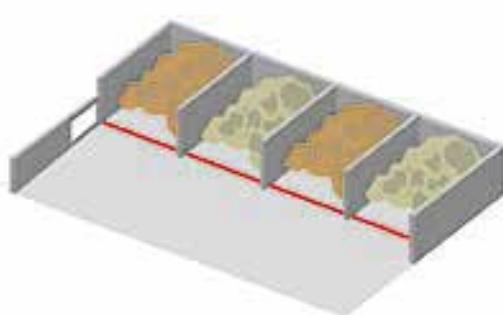
- ①一般廃棄物処理業の許可を有する場合
- ②産業廃棄物処理業の許可を有する場合
- ③広域処理の認定等を有する場合など

有害使用済機器の保管や処理を行う場合の基準

有害使用済機器の保管や処理を行う場合は、次の基準等を遵守し、適正に保管及び処理を行ってください。

○保管を行う場合

- ・事業所の周囲に囲いを設置
- ・有害使用済機器の保管場所である旨の掲示板を設置
- ・適正な保管高さで保管すること
- ・1つの保管場の面積は200m²以下であること
- ・保管場の間隔を2m以上空けること など



○処分を行う場合(保管の条件も含む)

- ・生活環境の保全上の支障が無いように適正な措置を講ずること
- ・火災の発生や延焼を防ぐため、他の物と区別して処分すること

古紙リサイクル

事業系古紙も持ち込む古紙リサイクルヤードのご利用を!

家庭系の古紙に加えて、事業系の古紙も古紙リサイクルヤードに持ち込むことができます(一部有料)。リサイクルは限りある資源の有効利用、ごみ処理費用の削減などにもつながります。ぜひ分別してリサイクルを!!

受入品目

・全ての古紙リサイクルヤードで持ち込みができる品目



新聞・チラシ ダンボール 雑誌・雑がみ(菓子箱等) 牛乳パック

・一部の古紙リサイクルヤードで持ち込みができる品目



シュレッダー紙くずは一部の業者のみ受入れ可能です。
以下の古紙リサイクルヤード一覧でご確認ください。

持ち込み方法

新聞・チラシ、ダンボール、雑誌、菓子箱等の雑がみ、牛乳パック、コピー用紙等は紐で束ねて、シュレッダー紙くずは袋に入れて持ち込んでください。

※雑がみ、コピー用紙などは各業者の分類に従ってください。シュレッダー紙くずは形状によって受け入れできない場合があります。大量に持ち込む場合は業者にご相談ください。(有料でのお引取りになる場合があります)。また、お持ち込みに当たっては、紙以外の金具、クリップ、プラスチック製の不純物などは必ず除去するようお願いします。

■古紙リサイクルヤード

業者名	所在地 (豊橋市内)	電話番号	回収品目	受入日				受入時間 (正午~午後1時 を除く)	
				シ 紙 レ ッ ダ ー	月 金 曜 日	土 曜 日	日 曜 日		
① (株)トリックスメタル	花田町字絹田123	0532-31-7977	新聞 チラシ 雑誌 段ボール 牛乳パック 雑がみ (菓子箱等) コピー用紙 (資料等)	○ (要相談)	○	○	○	○	午前8時~午後5時
② 新和製紙(株)	前田南町一丁目9の16	0532-52-6781			○	○	○	○	午前8時30分~午後5時 (日曜は午前のみ)
③ (株)神田商店	向山町字一本松11の1	0532-53-2353			○	○		○	午前8時30分~午後5時
④ 佐く間商店(有)	菰口町四丁目24の2	0532-31-0771			○	○			午前8時~午後5時
⑤ 福田三商(株)豊橋営業所	問屋町1の1	0532-31-4398		○	○	○			午前8時30分~午後5時30分
⑥ (株)ホソヰ	小池町31の1	0532-45-1516			○	○		○	午前8時~午後5時
⑦ (株)明輝クリーナー本社	若松町字中山101の34	0532-25-1026			○				午前8時~午後5時
⑧ (株)明輝クリーナー原町工場	原町字南山1の99	0532-41-7530			○				午前8時~午後5時
⑨ 羽田商店	岩田町字影岩7の2	0532-63-1523			○	○		○	午前8時~午後5時
⑩ (株)宮崎 豊橋営業所	飯村町字南池上1-2	0532-62-0144		○	○	○		○	午前9時~午後4時30分
⑪ (株)山治紙業 豊橋営業所	藤並町字藤並16の5	0532-47-3251		○	○	○		△ (要連絡)	午前8時~午後5時 (土曜は午前11時まで)
⑫ 高橋紙業	高田町字高田48の5	0532-46-0795			○	○			午前8時~午後6時
⑬ (有)福井紙業	大岩町字曲松8の3	0532-41-1332			○	○			午前8時~午後4時
⑭ (有)カワイ	牛川町字ギロウ37	0532-55-2461			○				午前9時~午後5時
⑮ (有)マルイ紙業	神野新田町字タノ割38の3	0532-32-3255			○	○		○	午前8時~午後4時50分 (土・祝・休日は午後1時まで)



- | | | |
|----------------|------------------|-----------------|
| ① (株)トリックスメタル | ⑥ (株)ホソヰ | ⑪ (株)山治紙業 豊橋営業所 |
| ② 新和製紙(株) | ⑦ (株)明輝クリーナー本社 | ⑫ 高橋紙業 |
| ③ (株)神田商店 | ⑧ (株)明輝クリーナー原町工場 | ⑬ (有)福井紙業 |
| ④ 佐く間商店(有) | ⑨ 羽田商店 | ⑭ (有)カワイ |
| ⑤ 福田三商(株)豊橋営業所 | ⑩ (株)宮崎 豊橋営業所 | ⑮ (有)マルイ紙業 |

PCB廃棄物

PCB使用製品及びPCB廃棄物について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、ポリ塩化ビフェニル(PCB)を含有する廃棄物は法律で定められた以下の処分期間内に適正に処理を完了させる必要があります。また、PCBを含有する製品についても同期間に廃棄を行い、処分を完了してください。



変圧器



コンデンサー



安定器



低圧分電盤内の低圧コンデンサー



電気溶接機



X線発生装置



X線検査装置

〈PCBが使用された電気機器の例〉

PCB廃棄物の種類と処分期間

濃度区分	対象電気機器	電気機器等の種類	処分期間
高濃度	安定器、汚染物等	蛍光灯・水銀灯 ・ナトリウム灯	期間終了
	変圧器・コンデンサー等	変圧器・コンデンサー	期間終了
低濃度*	変圧器・コンデンサー等	変圧器・コンデンサー等	令和9年3月31日まで

*低濃度PCB廃棄物は、環境大臣の認定を受けた無害化処理施設又は都道府県・政令市の長の許可を得た民間の処理業者に委託して処理

PCB廃棄物に関する注意事項

■PCB廃棄物等に関する罰則などについて

PCB廃棄物はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、上記の定められた処分期間内に処分する必要があり、当該期間を過ぎた場合は、行政処分や罰則を受ける可能性があります。

■行政処分に従わない場合

- ①3年以下の懲役(2025年6月から拘禁刑)若しくは、1,000万円以下の罰金又はその併科に処されることがあります。
- ②行政代執行を実施され、最終的に要した費用の請求がなされることがあります。

水銀を含有する産業廃棄物について

平成29年10月より廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部が改正され、水銀を含有する産業廃棄物(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等)について、従来以上に適切に取扱うことが必要となりました。

水銀を含有する産業廃棄物	分類	産業廃棄物の種類	廃棄物の具体例
	水銀使用製品産業廃棄物	全ての産業廃棄物	蛍光管(直管型、丸型など)、水銀温度計、HIDランプなど 水銀が使用された製品が産業廃棄物になったもの
水銀含有ばいじん等	燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉛さい、ばいじん(ダスト類)	○燃え殻、汚泥、ばいじん(ダスト類) 上記の廃棄物に含有される水銀の含有量が15mg/kg以上のもの (水銀の含有量が1,000mg/kg以上の場合は水銀の回収義務があります) ○廃酸、廃アルカリ 上記の廃棄物に含有される水銀の含有量が15mg/L以上のもの (水銀の含有量が1,000mg/L以上の場合は水銀の回収義務があります)	

水銀に関する産業廃棄物の保管基準等について

水銀に関する産業廃棄物(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等)を保管や処理業者に委託する場合は通常の産業廃棄物の基準に加え以下の事項が必要になりました。

〈保管を行う場合〉

◎水銀使用製品産業廃棄物

- ①水銀使用製品産業廃棄物を破碎しないよう、他の廃棄物と区分して保管
- ②水銀使用製品産業廃棄物を保管している旨の掲示板を設置

◎水銀含有ばいじん等

- 水銀含有ばいじん等を保管している旨の掲示板を設置

〈契約書及びマニフェスト(産業廃棄物管理票)〉

◎水銀使用製品産業廃棄物

- ①契約書の委託する産業廃棄物について「水銀使用製品産業廃棄物」である旨を記載
- ②マニフェストに記載する産業廃棄物の種類について「水銀使用製品産業廃棄物」である旨を記載

◎水銀含有ばいじん等

- ①契約書の委託する産業廃棄物について「水銀含有ばいじん等」である旨を記載
- ②マニフェストに記載する産業廃棄物の種類について「水銀含有ばいじん等」である旨を記載

建設系廃棄物等



建設



解体

建設廃棄物については、複数の下請業者等が存在することで排出事業者が不明確になり、不適正処理につながるおそれがあります。

また、解体工事の前に、きちんと残置物の処理を行うよう、お施主様にも説明することが大切です。



	残置物	産業廃棄物 (建設系廃棄物)
主に どんなもの?	解体時に建物の中に残置された廃棄物 ・家具 ・エアコン ・冷蔵庫 ・業務用冷蔵庫 ・洗濯機 ・布団類 ・その他の家庭ごみ(一般廃棄物)	建設・解体に伴って発生した廃棄物 ・がれき類 ・木くず ・土壁 ・廃瓦 ・廃塗料 ・石膏ボード など
排出責任者は 誰?	施主(建物等の所有者)	元請業者
どうやって 処理するの?	<ul style="list-style-type: none">施主が自ら処理(一般家庭であれば家庭ごみガイドブック等に従って搬出)施主自ら搬出しが難しければ廃棄物の品目ごとに分別して許可を有する業者へ依頼家電4品目については家電リサイクル法に従って処理(P15(1)参照)業務用冷蔵庫はフロンを回収した後で産業廃棄物として処理(P15(2)参照)	<ul style="list-style-type: none">元請業者が自ら処理廃棄物の品目ごとに分別して解体処理し、許可を有する事業者(下請業者)へ委託
注意事項		石綿含有産業廃棄物が出る場合は、関係法令にしたがって適正処理してください。
 注意! NG行為	解体業者が残置物を建物ごと処理する行為	許可のない下請業者が廃棄物を運搬する行為 分別せずに重機等で一気に解体する行為(ミンチ解体) ※建設リサイクル法(H12年制定)

(運搬基準)

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境保全上支障を生じないよう必要な措置をすること。
- (3) 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- (4) 運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の必要事項を見やすいうように表示し、かつ、当該運搬車に必要な書面を備え付けておくこと。

表 示

注意点

- ・見やすいこと
- ・鮮明であること
- ・両側面に表示すること
- ・識別しやすい色の文字であること

<自社運搬>



<許可業者運搬> (許可番号の明示)



建設現場で、石綿含有産業廃棄物や廃石綿等の(特別管理)産業廃棄物等が発生することが予想される場合は、特にこれらの廃棄物の適正な処理や管理を行うようにしてください。

建設系廃棄物の届出

建設系廃棄物を屋外又は屋内で保管しようとする場合には、法または愛知県の条例(廃棄物の適正な処理の促進に関する条例)に基づき、届出が必要となる場合があります。

届出が必要となる場合(×:届出不要 ○:届出必要)

区分		位置	事業場外		事業場内	
			保管面積	100m ² 以上	300m ² 以上	100m ² 以上
建設廃棄物	法律	屋内	×	○	×	×
		屋外	×	○	×	×
	条例	屋内	×	×	×	×
		屋外	○	×	○	○

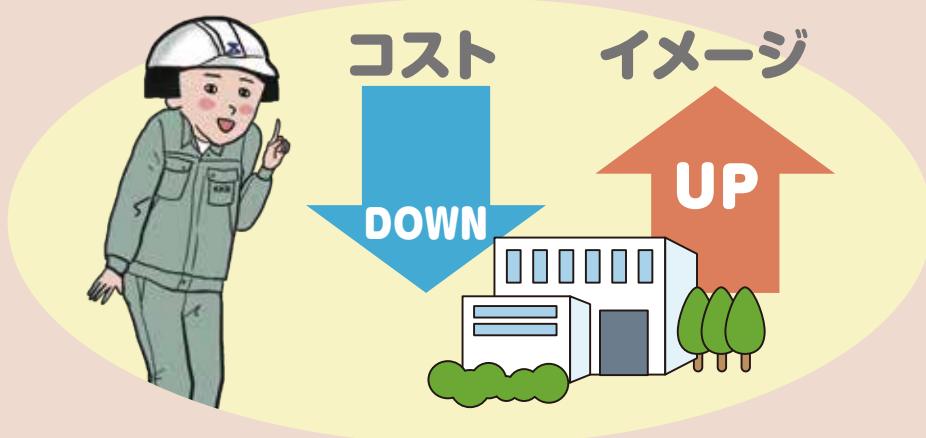
届出は必要書類を添付し、豊橋市役所廃棄物対策課までご提出ください。

ごみ減量

ごみ減量に向けて

1) ごみ減量のメリット

事業系ごみの発生を抑制し再利用を促進することで、処理コストの削減を図ることができます。また、ごみ減量を積極的に取り組むことは事業所のイメージアップにも繋がります。



2) 3Rの推進

循環型社会を形成するための優先順位として、「Reduce(発生抑制)」⇒「Reuse(再利用)」⇒「Recycle(再生利用)」があります。これらの環境活動は、頭文字をとって「3R」と呼ばれ、実践することにより環境への負荷が低減されます。優先順位を意識して、ごみの減量に取り組んでください。

■優先順位

① リデュース Reduce(発生抑制)	ごみの発生そのものを抑えることで、最も効果的な手段です。 (例) • 過剰な包装・梱包を止める。 • 使い捨ての割りばしや紙コップから、繰り返し使える箸や湯飲みに変える。
② リユース Reuse(再利用)	一度使用したものを、繰り返し使用することです。 (例) • ファイル等の事務用品を繰り返し使う。
③ リサイクル Recycle(再生利用)	不要になったものから、新しいものを作り出すために利用することです。 (例) • 古紙(書類・雑がみ・ダンボール・シュレッダー紙くず)を古紙リサイクルヤードに出す。

紙ごみのリサイクル率のアップ!

できる限り紙の使用を抑制できたら、分別しやすいように回収ボックスなどを活用しましょう。

回収ボックスはスペースをとらないものなどを設置すると使いやすいです。



3) 減量を実践するために

減量の実践には、①準備し、②現状を把握し、③計画を立てて、④実行して、最後に⑤見直し、これを何度も繰り返しながら成果を上げていくことが大切です。

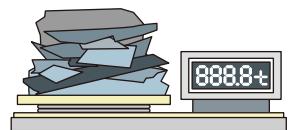
STEP1 準備する

- ごみを減量するための「方針」を決定して表明する。
- ごみの「管理責任者」を選任するなど体制を整える。



STEP2 現状把握

- 「ごみの量と種類」を把握する。
- 「ごみの発生源」を把握する。どこで、だれが、どんな理由で発生しているのかを調べることはごみ減量の力ギとなります。
- 「ごみや資源物の行き先」を把握する。どの業者を経由して最終的にどう処分されているのか。



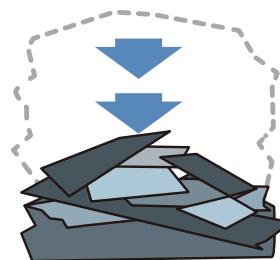
STEP3 計画を立てる

- 現状把握に基づいて、**ごみの減量計画を立てる**。
- 改善のポイントは、①排出量の多いごみの順に取り組む、②減量化やリサイクルが容易なものから取り組む、③法令を守っているか確認するなどがあります。
- 年間の**減量目標(減量率)を決める**。
- **具体的なシステムを立案する**。①分別品目を決定する、②排出方法と保管方法を決定する、③資源回収と収集業者の選定、④再生品の利用などがあります。
- 計画の策定に当たっては、「一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書」などを活用し作成してください。

減量計画書

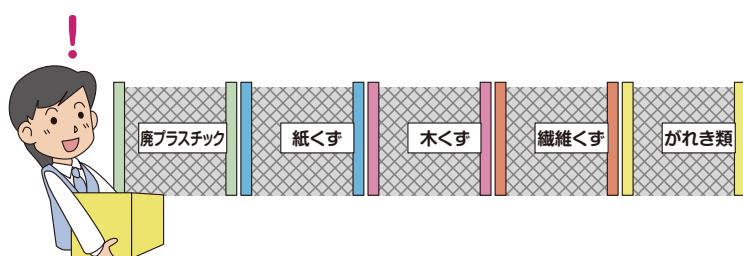
[年 月～ 年 月]

		廃棄物の発生量(kg) Ⓐ	再利用量(kg) Ⓑ	廃棄物の処理量(kg) Ⓐ-Ⓑ	再資源化率(%) Ⓑ÷Ⓐ
紙類	OA用紙等	400	300	100	75.0%
	新聞紙	150	150	0	100.0%
	ダンボール	300	280	20	93.3%
	雑誌	70	60	10	85.7%
	機密書類(シュレッダー)	80	40	40	50.0%
	その他の紙	15	10	5	66.7%
厨芥類(残飯、生ごみ)		80	20	60	25.0%
廃棄物等合計					



STEP4 実行する

- 全員の参加
- 徹底した分別がリサイクルの出発点
- 継続的な啓発活動



STEP5 見直す

申請・問合せについては環境政策課(TEL:0532-51-2399)までご連絡ください。

野焼き・不法投棄



野焼きは法律で禁止されています!

＼罰則があります。／

5年以下の懲役(2025年6月から拘禁刑)
又は1000万円以下の罰金

(法人の場合は3億円以下)

法律上の例外

- 田畠の害虫駆除など、やむを得ないもの
- 風俗習慣上、宗教上の行事を行うもの（しめ縄の焼却等）
- キャンプファイア、暖をとるための焚き火など
- 許可を受けた施設等での、基準に従つたごみの焼却

ただし…例外であっても
近隣住民の迷惑となる場合や
苦情が寄せられた場合は、
指導の対象となります。

煙・灰・悪臭への苦情が
多数寄せられています。

大気汚染の原因です。

- 近隣の方にとって、煙が家の中に入ったり悪臭が洗濯物に付着することは、耐え難いものです。
- 深刻な健康被害が出る場合もあります。
- 野焼きによる火災も報告されています。

- 廃ビニール（農業用含む）やプラスチック類を焼却すると、激しい黒煙や悪臭とともに**ダイオキシン類**が発生し、大気汚染につながります。



不法投棄は犯罪です！



ポイ捨て
パネル詳細



廃棄物をみだりに投棄する行為は不法投棄に該当し、非常に重い罰則等が科せられる可能性があります。廃棄物を道路、河川、公園、他人の土地等に投棄しないでください。

また、廃棄物が不法投棄され、投棄した者が不明の場合は、原則としてその土地の所有者が不法投棄されたものを撤去することになりますので、普段から廃棄物が投棄されないように土地の管理や防犯対策等に心がけましょう！

■事業系ごみはごみステーションには出せません。

■廃棄物をみだりに道路、河川等に投棄する行為は不法投棄に該当します。

不法投棄は
犯罪です!!

懲役又は罰金刑が課されます。

※見かけた方は車のナンバーを
控えるなどして通報を！

豊橋市

ポイすて
禁止だに！

豊橋市

Descarte irregular de lixo
é crime, viu!

この度は、この場所にごみを放置して下さい。

Kanda kyoko

Não pode jogar lixo aqui, viu!

こんなところにごみを捨てちゃいかん！

Oyasee

豊橋市

不法投棄防止パネル
(A4,A3ラミネート)を
無料配布しています。
同じ図柄を複数枚
ご希望される方は、
あらかじめご連絡ください。
ポルトガル語版もあります。

●廃棄物対策課
0532-51-2408

・一般廃棄物関係

報告書名	対象事業者	報告期限	提出先
一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書	事業用の建築物のうち、下記の建築物の所有者 ①延床面積が、1,000m ² 以上の建築物 ②延床面積が、1,000m ² 未満の建築物で、市長が現に多量の一般廃棄物を排出すると認めるもの	当該年度の4月30日まで	豊橋市役所 環境政策課

・産業廃棄物関係

報告書名	対象事業者	報告期限	提出先
産業廃棄物処理計画	前年度の産業廃棄物の発生量が1,000t以上の事業場	当該年度の6月30日まで	豊橋市役所 廃棄物対策課
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	前年度に産業廃棄物処理計画を提出した事業場	当該年度の6月30日まで	
特別管理産業廃棄物処理計画	前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の事業場	当該年度の6月30日まで	
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書	前年度に特別管理産業廃棄物処理計画を提出した事業場	当該年度の6月30日まで	
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	産業廃棄物を排出する事業者で、前年度に産業廃棄物管理票を交付した事業者	当該年度の6月30日まで	
県外産業廃棄物搬入届出書	県外に設置する事業場にて生ずる産業廃棄物を処分するため、自ら又は他人に委託して市内に搬入しようとする事業者	当該年度の最初の搬入をしようとする日の30日前まで	
産業廃棄物事業場外保管届出書	建設工事に伴う産業廃棄物及び廃タイヤを300m ³ 以上の保管場所を設置する事業者	あらかじめ	
特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書	建設工事に伴い発生した特別管理産業廃棄物を300m ³ 以上の保管場所を設置する事業者	あらかじめ	
特定産業廃棄物保管届出書	建設系産業廃棄物及び廃タイヤを屋外の100m ³ 以上の保管場所で保管する事業者	保管を開始しようとする日の14日前まで	
特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告書	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者	事業場を設置した日から30日以内まで	
PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書	PCB廃棄物を保管している事業者	当該年度の6月30日まで	
PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書	保管しているPCB廃棄物の全ての処分を終了した事業者又は使用している全てのPCB使用製品の廃棄を終了した事業者	処分・廃棄を終了した日から20日以内まで	

お問合せ先

課(室)名	電話番号	お問合せの内容	場所
環境政策課	☎0532-51-2399	ごみ減量・リサイクルの啓発、リサイクルヤード、家電・小型家電の適正処理、「一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書」の受理	市役所 西館5階
廃棄物対策課	☎0532-51-2410	排出事業者への適正処理指導、投入許可の受付 一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者の許可・監督 各種産業廃棄物等に関する報告書・届出書等の受理 不法投棄・野焼き対策・PCBについて 本書に関する問合せ	市役所 西館5階
収集業務課	☎0532-61-4136	ごみステーションのマナー啓発、管理指導	東部環境センター (飯村町)
資源化センター	☎0532-46-5303	事業系一般廃棄物の受け入れ 投入許可の受付	資源化センター (豊栄町)

お問合せの内容	お問合せ先		
事業所から出たごみを処理する業者を具体的に知りたい場合	事業系一般廃棄物	ガイドブックP8をご覧ください	
	産業廃棄物	豊橋市廃棄物対策課 ホームページ 産業廃棄物処理業者名簿	
		(一社)愛知県産業資源循環協会	☎052-332-0346
廃棄物の輸出入に関する相談をしたい場合	環境省中部地方環境事務所 資源循環課		☎052-955-2132
産業廃棄物収集運搬業(積替え・保管を除く)の許可取得に関する相談をしたい場合	愛知県東三河総局環境保全課		☎0532-35-6115
業務用エアコン・冷凍冷蔵庫のフロン回収に関する相談をしたい場合	愛知県東三河総局環境保全課		☎0532-35-6113
家電4品目を直接搬入する場合	岡山県貨物運送(株)豊川営業所		☎0533-93-6535
	日本通運(株)豊川指定引取場所		☎0533-95-5150
小型家電を直接搬入する場合	(株)紅久 本社工場		☎0532-32-8888
	(株)紅久 東工場		☎0532-41-2344